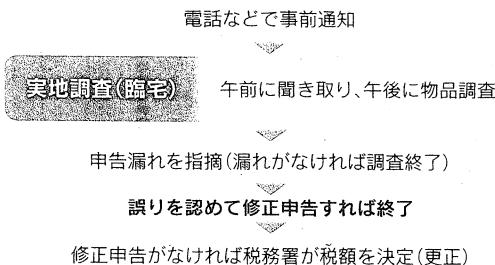


9/2

マネー計画

A 税務調査の一般的な流れ



B 税務調査の対象になりやすいのは?

- ① 遺産総額3億円以上
- ② 金融資産1億円以上
- ③ 生前に収入が多い
- ④ 生前に不動産を売却
- ⑤ 生前に高額の出金が頻繁
- ⑥ 生前に海外との金融取引が多い
- ⑦ 会社の創業者

(注)税理士法人レガシイの資料を基に作成

C 税務署はこんなところをチェック

被相続人の転居の有無	転居先で預金口座開設や不動産売買はなかった?
日々の生活費	口座からの引き出し額が生活レベルに照らして妥当?
死亡原因や入院状況	医療費など入院時のお金の動きは本人の意思による?
預貯金の管理書	お金の動きを把握していたのは誰?
家族名義の預金通帳	「名義預金」の疑いがないか?
通帳や印鑑の保管場所	申告漏れを裏付ける手書きのメモや伝票はない?
相続した財産の現状は	遺産分割協議に沿った形になっている?

(注)税理士法人レガシイの資料を基に作成

相続税の申告が適正かどうか調べる税務調査が、例年この時期から本格化する。その中心となるのが調査官が自宅に来る実地調査だ。どんなケースが対象にならやすく、どんな準備が必要なのだろうか。税務調査の実態と対策を探った。

昨年9月、自宅に税務署員が訪れる実地調査を受けたのは神奈川県在住の女性(75)。

夫を亡くしてから1年半後のことだった。

午前10時、2人の調査官が訪れた。午前中は亡夫(被相続人)や家族(相続人)の職業や年収、住所の変遷などの

ヒアリング。午後は通帳や印鑑など物品を確認されたほか、書類や机の引き出しも見

られた。女性は「幸い申告漏

れは無かったが、ものすごく緊張した」と振り返る。

ガシイの広田勝彦税理士)。

税務署の人事異動がある7月

をすぎてから調査準備が始ま

ることが多いからだ。

実地調査では対象の約8割

に申告漏れなど間違いが見つ

かる。理由が過失であれば過

失申告加算税)が、意図的で

ある場合には「重加算税」

が追徴される。さらに申告期

限からの日数などを考慮して

延滞税も課される。2013

(相続税専門の税理士法人レ

ガシイの広田税理士)によると、実

多くの税理士による実

地調査が入りやすいのは例え

ば首都圏では遺産総額が3億

円以上のケース(表B)。

地方では「相続税がかかる

かどうか境内にある案件でも

地調査が入りやすいのは例え

ば首都圏では遺産総額が3億

円以上のケース(表B)。

だ地方では「相続税がかかる

かどうか境内にある案件でも

地調査が入りやすいのは例え

ば首都圏では遺産総額が3億

円以上のケース(表B)。

年度の調査で見つかった申告漏

れは平均2592万円、追

徴税額は同452万円にのぼ

った。

年度の調査で見つかった申告漏

れは平均2592万円、追